

◎新潟県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山之坊大峰小滝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字山之坊字新屋1898番1から	新	9.8～26.9メートル	203.1メートル
同市大字山之坊字新屋1825番1まで	旧	4.1～19.5メートル	206.6メートル